

**『平成 30 年度九社連老人福祉施設協議会 施設長研修会（沖縄）』  
大会参加・交流会・宿泊等のご案内**

謹啓 皆様方には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、「平成 30 年度九社連老人福祉施設協議会 施設長研修会（沖縄）」が沖縄で開催のはこびとなりましたことを心より歓迎申し上げます。ご参加いただきます皆様方のご便宜を図る為、大会事務局様のご了承を得て、参加登録、宿泊等を東武トップツアーズ株式会社沖縄支店にてお手伝いさせていただきます。大会の成功をお祈りいたしますとともに、皆様方にご満足いただけますように誠心誠意努力いたす所存でございます。皆様方の多数のご利用を心よりお待ちしております。敬具

**【大会概要】別紙をご参照ください。**

**1. 参加費用のご案内**

事前登録期間：2018年12月5日(水)～2019年1月18日(金)

参加費	13,000 円
-----	----------

※ 参加費用は旅行契約に該当しません。大会事務局の委託による代行収受になります。

※ 参加費用は、理由のいかんを問わず返金できませんのでご了承ください。

**2. 交流会のご案内**

日時：2019年2月21日（木） 18：10 開始

開場：ANA クラウンプラザホテル沖縄ハーバービュー 2階「彩海」

参加費	10,000 円
-----	----------

※当日の参加申込はできません。必ず事前にお申込下さい。

**3. 宿泊のご案内**

ご宿泊の手配は東武トップツアーズ(株)沖縄支店が企画・実施する「募集型企画旅行」です。旅行条件書を必ずお読みいただいてからお申込ください。

※添乗員は同行致しません。

※最少催行人員は1名様になります。

※下記記載の宿泊代金は、お一人様あたり、一泊朝食付き、税金・サービス料込の代金です。

※部屋数に限りがございますので、ご希望に添えない場合もございます。予めご了承願います。

宿泊日	ホテル名	申込記号	部屋タイプ	宿泊代金 (1泊朝食付)	備考
2/20 (水) ・21 (木)	ANA クラウン プラザ ホテル沖縄 ハーバービュー	A-1 A-2	シングル ツイン	24,500 円 14,000 円	大会会場 県庁前駅より徒歩 10 分
2/20 (水) ・21 (木)	ネストホテル那覇	B-1 B-2	シングル ツイン	15,000 円 8,500 円	旭橋駅から徒歩 5 分
2/20 (水) ・21 (木)	HOTEL AZAT	C-1 C-2	シングル ツイン	11,000 円 8,000 円	安里駅から徒歩 1 分

#### 4. 申込方法について

参加につきましては、別紙参加申込書からお申込ください。

(ア) 別紙参加申込書に必要事項を記入の上、郵送またはFAXにてお申込下さい。

(イ) 申込締切りは、1月18日(金)になります。期日までにお申込下さい。

(ウ) 参加申込後、2月1日(金)までに申込代表者宛に請求書をご送付致します。

(エ) お支払いは、2月13日(水)までに所定の振込み口座へお願い致します。振込み手数料につきましては、お客様各自でご負担をお願い申し上げます。

(オ) 大会参加・交流会・分科会・宿泊のチケットは事前にお送りいたしますので、当日忘れないようご持参下さい。

(カ) 2月13日(水)までに入金が無い場合には、キャンセル扱いとなります。

#### 5. 取消料について

契約成立後、お取消された場合、下記の期日より取消料を頂戴いたしますので、ご注意願います。

※電話での取消・変更は一切受付いたしません。

※取消日とは、お客様が当社の営業日・営業時間内に、お申し出いただいた日とします。

※宿泊の取消料は「2泊合計代金をセット契約として適用」になります。




##### 【宿泊】

旅行契約の解除期日		取消料
旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって	11 日前まで	無料
	10 日前～8 日前	旅行代金の 20%
	7 日前～2 日前	旅行代金の 30%
前日		旅行代金の 40%
当日		旅行代金の 50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加		旅行代金の 100%

【交流会】

お申し出日	取消料
利用日の3日前	代金の100%

【お申込先（旅行企画・実施）】 観光庁長官登録旅行業第38号

 **東武トップツアーズ株式会社** 沖縄支店  旅行業公正取引  
協議会会員 

沖縄県那覇市久茂地3-1-1 日本生命那覇ビル2階

電話番号：098-868-8822 FAX番号：098-868-8842

営業日：平日（土・日・祝日は休業） 営業時間：9:00～18:00

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員 総合旅行業務取扱管理者：本村 昌巳

## 旅行条件

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社沖縄支店（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

### 1. お申込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。

(2) 所定の申込書によりお申込みください。

(3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。

(4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

### 2. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、「募集要項」【4. 申込方法について】の条件によりお支払いいただけます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただけます。

### 3. 旅行代金に含まれるもの

「募集要項」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

### 4. 旅行内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。

(2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは係員におたずねください。

### 5. 旅行契約の解除

(1) お客様は、「募集要項」【5. 取消料について】記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。

(2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。

(3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日曜日旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

### 6. 旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

### 7. 当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）

(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的の地滞り時間の短縮

### 8. 旅程保証

(1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合（ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、戦乱、ウ. 暴動、エ. 官公署の命令、オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供、キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置

②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同額又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

### 9. 特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶発的な外來の事故により、その身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。

### 10. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。

(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

### 11. 個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様のお買物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。

(2) 当社は、本項(1)の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行業者、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年齢、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

(3) 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお貸ししております。この個人情報、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

(5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

### 12. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただけます。

### 13. その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(2) この旅行条件・旅行代金は平成30年11月22日現在を基準としております。

## ●お申込み・お問合わせは

【旅行企画・実施】 観光庁長官登録旅行業第38号

**東武トップツアーズ株式会社**

沖縄支店

那覇市久茂地3-1-1  
日本生命那覇ビル2F  
電話番号 098-868-8822 FAX番号 098-868-8842  
営業日 平日（土日祝日休業） 営業時間 9:00～18:00  
一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員  
総合旅行業務取扱管理者：本村 昌巳

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

(H29.6版)

**平成30年度九社連老人福祉施設協議会 施設長研修会（沖縄） 参加申込書**

**お申込先：東武トップツアーズ(株)沖縄支店 FAX：098-868-8842 お申込み締切日：平成31年1月18日（金）**

旅行手配のために必要な範囲内での運送・宿泊機関および大会事務局等への個人情報提供に同意の上、以下のとおり申し込み致します。

お申込責任者・氏名

書類送付先	都道府県名	
勤務先名	勤務先 TEL	
勤務先住所	勤務先 FAX	
ご自宅住所	ご自宅または携帯TEL	

NO.	ふりがな 参加者氏名	性別	年齢※1	職名	大会参加費	分科会	交流会	宿泊		禁煙喫煙※1	宿泊 第2希望	合計金額
								2/20(水)	2/21(木)			
例	おきなわ はなこ 沖縄 花子	女	30	施設長	13,000円	①.特養 3.軽費ケア 2.養護 4.通所	○ 1,000円	A-1 24,500円	A-1 24,500円	禁煙	B-1	72,000円
1						1.特養 3.軽費ケア 2.養護 4.通所	円	円	円			円
2						1.特養 3.軽費ケア 2.養護 4.通所	円	円	円			円
3						1.特養 3.軽費ケア 2.養護 4.通所	円	円	円			円
4						1.特養 3.軽費ケア 2.養護 4.通所	円	円	円			円
5						1.特養 3.軽費ケア 2.養護 4.通所	円	円	円			円

ご返金時口座内容 ※必ずご記入下さい	銀行・支店名	
	口座番号	( 普通・当座 ) No.
	口座名義	

備考欄 (航空券・パッケージ・前泊/後泊手配など、ご要望がございましたらご記入願います)

東武トップツアーズ 記入欄

/ No.

**【お問い合わせ先】東武トップツアーズ(株)沖縄支店 〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地3-1-1 日本生命那覇ビル2F  
TEL098-868-8822 担当：飯原/大田 ※営業時間：平日9：00～18：00（土日祝休業）**